

## 意見書第 83 号

### 化学物質過敏症に関する対策強化を求める意見書

次のとおり意見書を提出するにつき、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 99 条の規定により議会の議決を求めます。

令和 8 年(2026年) 9 月 14 日提出

|     |         |         |
|-----|---------|---------|
| 提出者 | 枚方市議会議員 | 鍛冶谷 知 宏 |
|     |         | 八 尾 善 之 |
|     |         | 田 口 敬 規 |
|     |         | 松 岡 ちひろ |
|     |         | 門 川 紘 幸 |
|     |         | 大 濱 暢 祐 |
|     |         | 東 実名子   |
|     |         | 藤 田 幸 久 |

#### 〈提案理由〉

化学物質過敏症に関する対策強化を求めるため。

## 化学物質過敏症に関する対策強化を求める意見書

化学物質過敏症は、日常的に使用される家庭用品等に含まれる微量の化学物質に反応し、頭痛や呼吸困難など多様な症状が生じる疾患ですが、発症メカニズムに未解明な部分が多く、専門的治療を行える医療機関が極めて少ない現状です。近年では、人工的な香料等が原因となる香害をきっかけに発症、重症化する事例が相次いでおり、家庭や職場、学校等の理解不足から、就労、就学の断念や不登校、社会的隔離へと追い込まれる患者が絶えません。化学物質過敏症は誰もが突然発症し得る疾患であり、当事者の経済的不安や精神的孤立を防ぐ支援策の確立は一刻の猶予ありません。

よって、政府は、化学物質過敏症患者の生命と暮らしを守り、社会全体の化学物質に関するリスク管理を高めるため、下記の措置を速やかに講じるよう強く求めます。

### 記

1. 全国における化学物質過敏症の患者数や発症要因、生活・就労・就学上の不利益の実態を正確に把握するための大規模な調査を実施すること。
2. 標準的な診断基準や診療ガイドラインの整備を進め、各都道府県における専門外来の開設支援や一般の医療機関における知識、対応力の向上を図ること。
3. 学校や公共施設等における室内空気環境の化学物質低減対策を推進すること。また、香害による体調不良への配慮に関し、さらなる周知、普及、啓発をすること。
4. 改正障害者差別解消法に基づき、職場や学校において個別の状況に応じた室内環境の整備、在宅勤務やオンライン授業の導入など、適切に合理的配慮がなされるよう事業者及び教育機関等を指導するとともに、ガイドライン作成を推進すること。
5. 患者や家族が抱える苦痛や社会的孤立を防止するため、自治体の保健所や福祉窓口等における専門的相談体制を強化し、国民への正しい知識の普及を図ること。
6. 発症・解毒メカニズムの解明や客観的な指標であるバイオマーカー、治療・予防法の開発に向けた研究に対する財政的・専門的支援を大幅に拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和     年     月     日

枚方市議会議長     大 地 正 広

〈提出先〉

内閣総理大臣

文部科学大臣

厚生労働大臣

経済産業大臣

環 境 大 臣

## 意見書第 84 号

### 防災庁発足を見据えた自治体との連携強化及び防災体制の抜本的強化を求める意見書

次のとおり意見書を提出するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定により議会の議決を求めます。

令和8年(2026年)9月14日提出

|     |         |         |
|-----|---------|---------|
| 提出者 | 枚方市議会議員 | 鍛冶谷 知 宏 |
|     |         | 八 尾 善 之 |
|     |         | 田 口 敬 規 |
|     |         | 松 岡 ちひろ |
|     |         | 門 川 紘 幸 |
|     |         | 大 濱 暢 祐 |
|     |         | 東 実名子   |
|     |         | 藤 田 幸 久 |

#### 〈提案理由〉

防災庁発足を見据えた自治体との連携強化及び防災体制の抜本的強化を求めるため。

## 防災庁発足を見据えた自治体との連携強化及び防災体制の抜本的強化を求める意見書

本年 7 月に防災庁設置法が成立し、平時の備えから発災時の対応、復旧、復興までを一貫して担う司令塔組織となる防災庁の発足が目前に迫っています。

一方で、同月に発生した令和 8 年熊本地震では、猛暑による熱中症等の健康リスクの急増、衛生的なトイレの不足、ガソリン等の供給制限、さらには自治体職員自らの被災による人員不足など、激甚化、複雑化する災害現場の課題が顕著となりました。

今後想定される巨大地震や気象災害に対し、新たに発足する防災庁が現場のニーズに即した司令塔機能を最大限発揮し、災害関連死や二次災害を防ぎ、国民の命と暮らしを守り抜くには、国と自治体の連携強化及び防災体制の抜本的強化が不可欠です。

よって、政府は、防災庁の発足を機に、下記の措置を講じるよう強く求めます。

### 記

1. 災害発生初期から、清潔なトイレカーの適所への迅速な配置及び下水道接続等の衛生環境の維持を図ること。あわせて、移動式エアコン、簡易ベッド、温かい食事が提供できるキッチンカー等を速やかに確保、広域調達できる体制を構築すること。
2. 猛暑期や厳寒期の避難生活での熱中症、感染症等を防ぐため、DMA T（災害派遣医療チーム）やD P A T（災害派遣精神医療チーム）、D W A T（災害派遣福祉チーム）等を避難所のみならず、車中泊・在宅避難者へ早期かつ広域に派遣、巡回させる体制を整備すること。また、人員不足に直面する被災自治体を支援するため、G A D M（災害マネジメント総括支援員）や、国、自治体、民間の支援を円滑につなぐコーディネート機能を担う職員を迅速に派遣、配置する仕組みを強化すること。
3. 救急・復旧活動及び住民の避難、生活維持に不可欠なガソリン、軽油等の燃油を優先的かつ迅速に配給できる緊急供給スキームを構築すること。
4. 余震や地震後の降雨に伴う土砂災害、火山の溶岩ドーム崩落等の二次災害を防ぐため、地殻変動、斜面変位等の監視体制及び情報提供・避難体制を強化すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

令和     年     月     日

枚方市議会議長     大 地 正 広

〈提 出 先〉

内閣総理大臣

厚生労働大臣

経済産業大臣

国土交通大臣

内閣府特命担当大臣（防災）

防災庁設置準備担当大臣

## 意見書第 85 号

### 災害対応力の強化を求める意見書

次のとおり意見書を提出するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定により議会の議決を求めます。

令和8年(2026年)9月14日提出

|     |         |         |
|-----|---------|---------|
| 提出者 | 枚方市議会議員 | 鍛冶谷 知 宏 |
|     |         | 八 尾 善 之 |
|     |         | 田 口 敬 規 |
|     |         | 松 岡 ちひろ |
|     |         | 門 川 紘 幸 |
|     |         | 大 濱 暢 祐 |
|     |         | 東 実名子   |
|     |         | 藤 田 幸 久 |

〈提案理由〉

災害対応力の強化を求めるため。

## 災害対応力の強化を求める意見書

令和6年能登半島地震からの復旧、復興が道半ばにある中、令和8年7月には熊本県で最大震度7の地震が発生し、大きな被害が生じました。近年、全国各地で大規模な地震や豪雨等の自然災害が相次いでおり、災害対応力の強化が求められています。

災害時に水道施設等のインフラが被害を受けた場合、長期の断水などが生じ、市民生活や都市機能に大きな影響を及ぼします。また、災害対策本部が設置される自治体庁舎は、災害発生直後から情報収集・発信、救援、救護、避難所運営、復旧、復興等を担う拠点であり、単に建物が倒壊しないだけでなく、災害後も行政機能を維持できる耐震性能が必要となります。

さらに、避難所において被災者の健康と尊厳を守るためには、清潔なトイレ、温かい食事、十分な睡眠環境を確保するTKB（トイレ、キッチン、ベッド）の整備、備蓄が重要です。

よって、政府は、災害対応力の強化のため、下記の措置を講じるよう強く求めます。

### 記

1. 重要な上・下水道管路等について、点検調査を早急かつ計画的に実施できるよう、補助要件の緩和や補助率の引上げなど、自治体への十分な財政措置を講じること。  
また、老朽化・耐震化対策を継続的かつ確実に推進できるよう、恒常的かつ安定的な財源を確保すること。
2. 自治体庁舎が災害対策本部としての機能を発揮し、災害発生後も行政機能を維持できるよう、耐震安全性の基準を整備すること。また、既に一定の耐震化を終えている自治体も含め、同基準を満たすための耐震診断、補強設計、耐震改修、庁舎の更新、建て替え等を進められるよう、財政支援制度を創設、拡充すること。
3. 避難所における良好な生活環境を確保するため、必要となるTKB（トイレ、キッチン、ベッド）に関する物資、設備を自治体が平時から十分に確保できるよう、財政支援を拡充するとともに、備蓄、保管を促進する制度を充実させること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和     年     月     日

枚方市議会議長     大 地 正 広

〈提 出 先〉

内閣総理大臣

総 務 大 臣

財 務 大 臣

国土交通大臣

内閣府特命担当大臣（防災）

## 意見書第 86 号

### 国民健康保険への積極的な基金活用等により被保険者の負担軽減を求める意見書

次のとおり意見書を提出するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定により議会の議決を求めます。

令和8年(2026年)9月14日提出

|     |         |    |     |
|-----|---------|----|-----|
| 提出者 | 枚方市議会議員 | 広瀬 | ひとみ |
|     |         | 堤  | 幸子  |
|     |         | 松岡 | ちひろ |
|     |         | 三和 | 智之  |

#### 〈提案理由〉

国民健康保険への積極的な基金活用等により被保険者の負担軽減を求めるため。

## 国民健康保険への積極的な基金活用等により被保険者の負担軽減を求める意見書

国民健康保険は、自営業者や非正規雇用労働者、無職者などを広く受け入れる国民皆保険制度の重要な基盤です。しかし、被保険者の年齢構成が高いことから、医療費が高水準である一方で、加入者の多くは低所得者層という構造的な課題を抱えており、被保険者の保険料負担は極めて重いものとなっています。

また、現在、物価高騰が市民生活や中小・零細企業の経営を直撃する中で、これ以上の保険料の負担増は、被保険者の命と暮らしを深刻な危機に陥れるものです。

このような状況の中、大阪府においては、令和6年度から府内市町村における保険料の完全統一化が実施され、保険料が全国最高水準となる事態を招いています。

各自治体が積み立ててきた国民健康保険財政調整基金や、府の国民健康保険財政安定化基金等の基金は、今こそ加入者の生活を守るために積極的に活用されるべきであり、完全統一化を理由に自治体独自の基金活用や負担軽減策を一律に制限することは、地方自治の趣旨を損ない、住民福祉の向上に逆行するものです。

よって、大阪府は、住民の健康と暮らしを守る立場から、下記の措置を講じるよう強く求めます。

### 記

1. 大阪府国民健康保険特別会計の剰余金や大阪府国民健康保険財政安定化基金を最大限に投入し、全国最高水準となっている保険料を抜本的に引き下げること。
  2. 各市町村が独自の判断で一般会計から国民健康保険特別会計へ繰入れを行うことや、保険料の減免措置を講じる権利を制限しないこと。
  3. 各市町村が独自に積み立ててきた国民健康保険財政調整基金や決算剰余金について、地域の実情に応じた独自の保険料減免・負担軽減策の財源として柔軟に活用できるよう、運用基準を改めること。
  4. 国民健康保険の構造的問題による財政赤字を解消し、被保険者の負担を被用者保険並みに引き下げするため、国に対し公費負担の抜本的な拡充を強く働きかけること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和     年     月     日

枚方市議会議長     大 地 正 広

〈提 出 先〉

大 阪 府 知 事

## 意見書第 87 号

### トランプ政権による国際刑事裁判所（I C C）への制裁に強く抗議し、 制裁の即時撤回と I C C の独立性を守ることを求める意見書

次のとおり意見書を提出するにつき、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 99 条の規定により議会の議決を求めます。

令和 8 年(2026年) 9 月 14 日提出

|     |         |    |     |
|-----|---------|----|-----|
| 提出者 | 枚方市議会議員 | 広瀬 | ひとみ |
|     |         | 堤  | 幸子  |
|     |         | 松岡 | ちひろ |
|     |         | 三和 | 智之  |

#### 〈提案理由〉

トランプ政権による国際刑事裁判所（I C C）への制裁に強く抗議し、制裁の即時撤回と I C C の独立性を守ることを求めるため。

**トランプ政権による国際刑事裁判所（ＩＣＣ）への制裁に強く抗議し、  
制裁の即時撤回とＩＣＣの独立性を守ることを求める意見書**

国際刑事裁判所（以下「ＩＣＣ」という。）は、国際法を維持し、戦争犯罪や集団殺害犯罪、人道に対する罪、侵略犯罪に問われる個人を追及するために極めて重要な役割を担い、世界の平和と正義に寄与しています。

しかし、米国のトランプ政権はこれまでＩＣＣ検察官や裁判官に対する制裁を発動しており、２０２６年８月１８日には、ＩＣＣの赤根智子所長等も制裁対象に加えました。これは、ＩＣＣの独立性を深刻に脅かし、ＩＣＣの活動そのものを著しく阻害する極めて不当な行動です。

このような行為は、国際社会全体が長年にわたり築いてきた正義と法の支配を弱体化させるものであり、もし、ＩＣＣが機能停止に陥れば、戦争犯罪などの重大な犯罪を行った者の責任が問われない社会が到来する可能性があります。

ＩＣＣの独立性と国際法の支配は、いかなる国家によっても損なわれてはならず、ＩＣＣ職員等に対する制裁を認めた大統領令は国際司法への不当な介入です。

日本政府は、ＩＣＣ締約国としてＩＣＣを支持し続けるとともに、赤根所長を支持することを明確に表明し、赤根所長が円滑に職務を全うできるようあらゆる具体的な支援をするべきです。

よって、政府は、国際法秩序維持のため、下記の措置を講じるよう強く求めます。

記

- １． トランプ政権による制裁に強く抗議し、制裁の即時撤回を求めること。
- ２． ＩＣＣの独立性を守るための実質的な行動を取ること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

令和     年     月     日

枚方市議会議長     大 地 正 広

〈提 出 先〉

内閣総理大臣

法 務 大 臣

外 務 大 臣

## 意見書第 88 号

### 衆議院の比例代表選出議員の定数削減を強行しないよう求める意見書

次のとおり意見書を提出するにつき、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 99 条の規定により議会の議決を求めます。

令和 8 年(2026年) 9 月 14 日提出

|     |         |   |   |   |    |
|-----|---------|---|---|---|----|
| 提出者 | 枚方市議会議員 | 番 | 匠 | 映 | 仁  |
|     |         | 大 | 津 | 真 | 沙樹 |
|     |         | 野 | 村 | 生 | 代  |
|     |         | 奥 | 野 | 美 | 佳  |
|     |         | 八 | 尾 | 善 | 之  |

#### 〈提案理由〉

衆議院の比例代表選出議員の定数削減を強行しないよう求めるため。

## 衆議院の比例代表選出議員の定数削減を強行しないよう求める意見書

衆議院では、議長の下に設置された衆議院選挙制度に関する協議会（以下「協議会」という。）において、令和7年国勢調査確定値の公表が予定される9月をめどに選挙制度改革の結論を得るべく、各党、各会派で議論されています。自由民主党と日本維新の会は、1年以内に協議会で結論が出なければ、比例代表選出議員の定数を45削減とする衆議院議員の選挙制度改革及び定数削減に関する法律案（以下「法律案」という。）を先の特別国会に一方的に提出しました。本年、秋の臨時国会においては、衆議院議員の定数削減の取扱いが焦点の一つになると見込まれています。

本来、政治に対する国民の信頼を回復させるため、企業・団体献金の見直しが求められているところ、改革のセンターピンを衆議院議員定数削減にすり替えることは許されません。

選挙制度とは、国民が主権者として政治に参加するための、議会制民主主義の基盤となるルールそのものです。そのルール変更にあたって十分な議論を尽くすことなく、与党だけで単なる数合わせで定数削減ありきの結論を先取りしようとすることは、議会制民主主義の否定にほかなりません。議員定数は選挙制度と不可分一体のものであり、1票の格差是正や衆・参議院の役割分担を含む抜本的な選挙制度改革を差し置いて、定数削減のみを先行させる手法は議論の筋道をたがえるものです。

衆議院の小選挙区比例代表並立制は、民意の集約と多様な民意の反映のため、小選挙区と比例代表の定数について、おおむね3対2の割合となっています。比例代表定数の大幅な削減は、死票を増大させ、多様な民意を切り捨てることにつながるとともに、巨大与党が有利になるだけでなく、政治から新陳代謝を失わせることになりかねません。

よって、国会及び政府は、法律案の成立を強行するのではなく、協議会において、各党、各会派との合意形成を図りながら、あるべき選挙制度改革と議員定数の在り方について、一体的かつ丁寧に議論を尽くすよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和     年     月     日

枚方市議会議長     大 地 正 広

〈提 出 先〉

衆 議 院 議 長

参 議 院 議 長

内閣総理大臣

総 務 大 臣